

高松市監査委員告示第11号

定期監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年3月30日

高松市監査委員 吉田正己
同 山下稔
同 波多等
同 森谷忠造

定期監査結果に基づく措置通知について

第1 定期監査で指摘した事項に対する措置内容等

対象部課等	教育部生涯学習課	
措置通知日	平成24年2月17日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	<p>特定の随意契約に係る公表をすべきもの</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う場合は、高松市契約規則第17条の3の規定および平成20年3月10日付け高監号外財産活用課長・監理課長通知「障害者支援施設等からの物品の買入れ、役務の提供を理由とする随意契約の手続きについて」により、契約内容等を公表しなければならないが、高松市立牟礼公民館庭園整備業務委託に係る社団法人高松市シルバー人材センターとの契約については、公表が行われていないので、今後、同種の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。</p>	<p>特定の随意契約である高松市立牟礼公民館庭園整備業務委託等に係る社団法人高松市シルバー人材センターとの契約については、平成24年2月13日付けで高松市ホームページに掲載・公表し、適正に事務処理した。</p>

対象部課等	農業委員会事務局農政課	
措置通知日	平成24年2月20日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	<p>発注簿の事務処理を適正にすべきもの</p> <p>発注簿等財務処理要領第6項に規定する発注簿（物品購入用）には、兼命令処理日を記入しなければならないが、平成23年8月9日に発注したパンチ替刃については、兼命令処理日が記入されていないので、今後、同種の発注を行う場合には、同項の規定により、適正に事務処理されたい。</p>	<p>発注簿の事務処理については、平成24年2月20日付けで発注簿等財務処理要領に従い、兼命令処理日を記入し適正な事務処理を行うとともに、文書審査のチェック体制を強化した。</p>

対象部課等	環境部環境業務課	
措置通知日	平成24年2月23日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	<p>業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの</p> <p>高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定しているが、平成21年度合併地区における家庭系ごみの収集および運搬業務委託、平成21年度旧高松市分紙・布類の収集および運搬業務委託ならびに平成21年度旧高松市分可燃ごみおよびプラスチック容器包装の収集・運搬業務委託の見積（内諾）徴取伺決裁には、業務の具体的内容を示した仕様書が添付されていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定により仕様書を作成し、決裁に添付されたい。</p>	<p>業務委託契約に係る仕様書については、平成23年4月1日付けで（平成23年度から）決裁に仕様書を添付し、契約を締結した。</p>

対象部課等	健康福祉部地域包括支援センター	
措置通知日	平成24年2月29日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】

<p>浄化槽の管理を適正にすべきもの</p> <p>浄化槽の管理については、定期検査として浄化槽法第10条第1項の規定により保守点検および清掃，同法第11条第1項の規定により水質検査が浄化槽管理者に義務付けられているが，保守点検および水質検査については行われているものの，清掃が行われていないので，今後は，同法に基づき，適正な浄化槽の管理に努められたい。</p>	<p>浄化槽の清掃については，平成24年1月30日に実施した。また，今後は，定期的に清掃を行い，適正な浄化槽の管理に努める。</p>
---	--

対象部課等	産業経済部商工労政課	
措置通知日	平成24年3月5日	
【改善を要する事項】	【措置された内容】	
<p>行政財産使用許可台帳を調整すべきもの</p> <p>行政財産の目的外使用を許可した場合は，高松市公有財産事務取扱規則第26条第4項の規定により，行政財産使用許可台帳を調整しなければならないが，高松テルサに係る目的外使用許可については，行政財産使用許可台帳を調整していないので，今後は，同規定により，適正に事務処理されたい。</p>	<p>行政財産の目的外使用を許可した高松テルサに係るレストラン業務，自動販売機コーナー，マッサージ機2台および郵便差出箱（ポスト）1基について，高松市公有財産事務取扱規則第26条第4項の規定により，行政財産使用許可台帳を調整した。</p>	

対象部課等	教育部総務課新設統合校整備室	
措置通知日	平成24年3月12日	
【改善を要する事項】	【措置された内容】	
<p>行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>行政財産使用許可申請書に連帯保証人の連署をさせない場合は，高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書に規定する必要がないと認める理由を使用許可伺決裁に明記しなければならないが，四番丁小学校跡施設に係る使用許可については，連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず，同使用許可伺決裁に，その理由を記載していないので，今後，同</p>	<p>行政財産使用許可申請書に連帯保証人の連署の必要がないと認める場合，その理由を使用許可伺決裁に明記することについては，使用許可伺決裁に記載し，適正な事務処理をした。</p>	

種の決裁を受ける場合は、その理由を決裁に明記されたい。

対 象 部 課 等	都市整備部住宅課
措 置 通 知 日	平成24年3月13日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの</p> <p>平成22年3月19日および23年3月24日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、平成22年度木太町A団地ほか25公園遊具保守点検業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。</p>	<p>業務委託契約に係る仕様書については、平成24年2月27日付けで労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を記載するよう改めた。</p>

対 象 部 課 等	市民政策部国際文化・スポーツ局市民文化センター
措 置 通 知 日	平成24年3月22日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの</p> <p>文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、市民文化センターの各種伺決裁の起案用紙には、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。</p>	<p>公文書公開に係る公・非の事前判断結果については、平成20年度より起案用紙に文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号のとおり、公・非の事前判断結果を記入し、文書取扱主任において確認を行い、記入漏れを無くした。</p>
<p>適正な随意契約の根拠規定を記載すべきもの</p> <p>地方自治法施行令第167条の2</p>	<p>平成18年度市民文化センター保</p>

<p>第1項第1号および高松市契約規則第17条の2は、契約の種類に応じ、別表に定める額を超えない範囲で、随意契約による契約締結をすることができる旨規定しているが、平成18年度市民文化センター保安機器警備業務の委託契約は、同条に定める額を超える随意契約であるにもかかわらず、見積徴取伺決裁に誤った根拠規定を記載していたので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、適正な根拠規定を記載されたい。</p>	<p>安機器警備業務の委託契約（長期継続契約：18年度から21年度）に係る見積徴取伺決裁における随意契約の根拠規定が誤っていたことについては、指摘ののち適正な根拠規定に訂正し、平成22年度からの保安機器警備業務の委託契約に係る見積徴取伺決裁において、正しく記載した。</p>
<p>適正な見積業者等一覧表を添付すべきもの</p> <p>平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載する様式に改定されているにもかかわらず、平和記念室展示場戦前部分照明設備改修工事に係る見積徴取伺決裁では、改定前のものが用いられていたため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。</p>	<p>見積業者等一覧表の添付については、平成21年度から適正な見積業者等一覧表を使用し、事務処理をしている。</p>
<p>遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの</p> <p>高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが、プラネタリウム投映用ソフト制作業務委託の契約書には、遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正に事務処理されたい。</p>	<p>市民文化センターのプラネタリウム投映用ソフト制作業務委託の契約書について、平成23年度から高松市契約規則第35条による遅延利息の徴収に関する条項を盛り込んでいる。</p>

第2 定期監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

対象部課等	環境部環境業務課
措置通知日	平成24年2月23日
【意見を付された事項】	【措置された内容】

<p>業務委託契約書における条項の見直しについて</p> <p>平成21年度において、市内各所のごみ等の収集および運搬業務について複数の業務委託契約がなされており、そのいずれの契約書においても、第10条で契約の相手方に当該委託業務に係る決算状況報告書の提出を求める条項を定めているが、その提出を受けていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、現状に即した契約条項の見直しを行うなど、適正な契約事務処理に努められたい。</p>	<p>業務委託契約書における条項の見直しについては、平成23年4月1日付けで（平成23年度から）契約書第10条（決算書の提出）を削除した。</p>
---	---

対象部課等	都市整備部住宅課	
措置通知日	平成24年3月13日	
【意見を付された事項】	【措置された内容】	
<p>業務委託契約に係る事務処理について</p> <p>市営住宅白蟻駆除業務委託契約に係る完了届は、契約書において、受託者に業務を実施した翌月5日までに提出することを求める条項を定めているが、当該期日を超過して提出されているものが見受けられたので、今後においては、期限内に提出するよう受託者を指導するとともに、実情と合致するよう契約書の条項を見直すなど、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>市営住宅白蟻駆除業務委託契約に係る完了届提出期日については、業務を実施した後、完了届を翌月5日までに提出するよう業者への指導を徹底した。</p>	

対象部課等	市民政策部国際文化・スポーツ局市民文化センター	
措置通知日	平成24年3月22日	
【意見を付された事項】	【措置された内容】	
<p>プロポーザル方式契約のあり方について</p> <p>プラネタリウム投映用ソフト制作業務委託では、委託業者を企画コンペにより選定しているが、同業務委託に係る選定委員会設置要領に基づき、その選定委員会の委員が、市の職員のみで構成されていることから、業者選定の公平性・透明性・客観性の向上が図ら</p>	<p>プラネタリウム投映用ソフト制作業務委託に係る選定委員会の委員について、平成22年11月25日付けで、選定委員会設置要領を改正し、外部の委員を選任している。</p>	

れるよう、選定委員のあり方について、関係要領等の見直しを検討されたい。